

「イメージマッチング技術を利用した画像デザイン意匠公報検索支援ツール運用サービス」の意見招請に対する意見の回答について

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
例	(調達仕様書(案)、別添資料○等を記載)	(該当頁記載)	(該当する章、項を記載(例:2.2 本事業及びサービスの概要))	(ポイントを明確にして意見概要を記載)	(意見の提出理由を記載)	(補足資料がある場合は、資料名、該当頁等を記載)		
1	調達仕様書(案)	3	2.6. 作業スケジュール	本事業のエンドユーザへのオンラインサービス提供開始は、令和2年(2020年)11月の運用テスト開始のタイミングとの理解でよろしいでしょうか。	要件明確化のため。	-	無	貴社ご認識のとおりです。
2	調達仕様書(案)	3	2.6. 作業スケジュール	上記項番1について、システム切替のコンテンツエンジニアリングとして、何らかの問題が発生した場合でも解決可能となるよう、オンラインサービス提供開始を令和2年(2020年)10月とすることを提案いたします。	システム切替時のリスク低減のご提案。	-	無	本システムは1月程度の並行期間を予定しており、システム切替における問題が発生した場合も1月以内に解決可能と判断したため、記載のとおり令和2(2020)年11月から運用テストとしております。
3	調達仕様書(案)	3, 5, 6, 10~13, 33~37	2.6. 作業スケジュール 3.3. 画像意匠公報検索支援ツールの提供 3.11. 納入成果物・納入期限 4.12. テスト要件	「2.6. 作業スケジュール」、「3.3. 画像意匠公報検索支援ツールの提供」、「3.11. 納入成果物・納入期限」及び「4.12. テスト要件」に記載されている工程が一致していません。作業要件を統一していただきますようお願い致します。	要件明確化のため。	-	有	各項目の工程を統一するため、「3.3.画像意匠公報検索支援ツールの提供」、「3.11.納入成果物・納入期限」及び「4.12.テスト要件」を修正します。 (仕様書修正後) 3.3.画像意匠公報検索支援ツールの提供 (7)受入テスト (8)移行テスト (9)移行 に順序を変更 3.11.提出物・納入物の範囲、納品期日等 3.11.1.設計・開発業務に係る提出物 3.11.2.運用・保守業務に係る納品物 4.12.テスト要件 【図表4-12-1テスト区分】に移行テスト、運用テスト を追加 ※一部項番のずれの修正を含め以下の通り順序を変更、(9)運用テストを追加 (2)テスト仕様書等の作成 (3)テスト環境 (4)テスト進捗報告 (5)テスト結果報告書の作成 (6)総合テスト (7)受入テスト (8)移行テスト (9)運用テスト (10)動作確認テスト (11)アップロード確認テスト (12)チューニング後動作確認テスト (13)侵入検査・脆弱性検査
4	調達仕様書(案)	6	3.4. チューニング作業	運用テスト開始までに、検索結果の精度について情報・研修館殿にご承認いただいた場合、運用開始後のチューニング作業は不要という認識でよろしいでしょうか。	要件明確化のため。	-	有	貴社ご認識のとおりです。 運用開始後のチューニングが必要になった場合は、契約変更を締結した上でチューニング作業を実施することになります。一部文章を修正します。 (仕様書修正後) 3.4. チューニング作業 : 運用開始後、契約期間中において、チューニング作業が必要な場合は、契約変更を締結した上でチューニング作業を実施すること。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
5	調達仕様書(案)	7	3.4.2. チューニング作業内容 (2) チューニング実施作業	「受託者は、バック分データを検索対象とし」とありますが、バック分データの件数をご教授ください。	見積条件を明確にするため。	-	有	表記が曖昧のため、具体的な件数を追記します。 (仕様書修正後) 3.4.2.チューニング作業内容 (2)チューニング実施作業 (2つ目)・受託者は、令和元年発行分までの登録意匠データ(約35,000件と想定)を検索対象とし、登録意匠をクエリ画像として検索した場合、検索結果として、できるだけ関連意匠や参考文献が上位に並べ替えられるよう、チューニング作業を実施すること。
6	調達仕様書(案)	7	3.4.2. チューニング作業内容 (2) チューニング実施作業	「提示する50個程度の意匠公報等のサンプル図毎に、関連意匠や参考文献等を10個抽出し、似ている順に類似度を付して提示する。」とありますが、「似ている順」の評価基準をご提示ください。後に形状、色、単一部分、複数部品などチューニング項目が指定されていますが、ここで提示される類似度とこれらのチューニング項目の相関をご教授ください。	見積条件を明確にするため。	-	無	仕様書に記載のとおり、検索結果の目標及び全体的な検索結果の目標については情報・研修館と協議して決定することになります。 4.1.1.画像検索表示順並べ替え機能(2)機能要件 最後に記載のチューニング項目もチューニング作業の対象です。 なお、「最終チューニング報告書」を含む現行システムの各種資料は、入札公告期間中には申し出により閲覧可能です。
7	調達仕様書(案)	7	3.4.2. チューニング作業内容 (3) テストサイトの提供	テストサイトはチューニング作業期間のみ用意する認識でよろしいでしょうか。	見積条件を明確にするため。	-	無	貴社ご認識のとおりです。
8	調達仕様書(案)	8	3.4.2. チューニング作業内容 (6)	「最終チューニング報告書の著作権は情報・研修館に移り」と記載がございますが、受託者が本事業開始前より著作権を有するものは、著作権譲渡の対象外とさせていただきますようお願い致します。	著作権譲渡範囲の明確化のため。	-	無	貴社ご認識のとおりです。
9	調達仕様書(案)	8~9	3.5. 運用・保守作業	運用期間中のモデルのアップデートやチューニングは発生しない、あるいは別契約という認識でよろしいでしょうか。	見積条件を明確にするため。	-	有	貴社ご認識のとおりです。 運用開始後のチューニングが必要になった場合は、契約変更を締結した上でチューニング作業を実施することになります。一部文章を修正します。 (仕様書修正後) 3.4. チューニング作業 : 運用開始後、契約期間中において、チューニング作業が必要な場合は、契約変更を締結した上でチューニング作業を実施すること。
10	調達仕様書(案)	9	3.5. 運用・保守作業 (1) 運用・保守管理 f. サービスデスク	「受託者は、情報・研修館からの連絡を受け付ける窓口として、サービスデスクを設置し、問題の記録や解決、監視、変更要求の受付等を行い、問い合わせに対しては迅速に回答又は助言を行うこと。また、問い合わせ窓口は問い合わせ業務とともに一元化すること。」との記載がありますが、利用者からの問い合わせについては情報・研修館にてご対応いただき、問い合わせ窓口では情報・研修館殿への支援を行うとの認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	-	有	本サービスでは、応札者が利用者からの問い合わせを受ける窓口はございません。誤記のため削除します。 (仕様書修正後) 3.5. 運用・保守作業 (1) 運用・保守管理 f. サービスデスク 受託者は、情報・研修館からの連絡を受け付ける窓口として、サービスデスクを設置し、問題の記録や解決、監視、変更要求の受付等を行い、問い合わせに対しては迅速に回答又は助言を行うこと。
11	調達仕様書(案)	9	3.6. 検索対象データ蓄積作業	ここで蓄積対象となる意匠公報は、W分類が付与された文献のみと認識してよろしいでしょうか。	見積り条件を明確にするため。	-	無	貴社ご認識のとおりです。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
12	調達仕様書(案)	10	3.7. 問い合わせ対応	利用者から問い合わせはなく、情報・研修館殿から問い合わせ支援依頼がある認識ですが、ここでの支援対応時間については、P26 図表4-6-1-1「運用・保守サービス時間」の「その他の運用・保守サービス時間帯」と認識してよろしいでしょうか。	見積条件を明確にするため。	-	無	貴社ご認識のとおりです。
13	調達仕様書(案)	11	3.11. 【図表3-11-1 納入成果物の納入期限の一覧】	「No.1WBS」及び「No.2プロジェクト実施計画書」の承認期限が「契約締結後2週間以内」とありますが、情報・研修館殿とのレビュー及び指摘事項の修正期間を踏まえると、期間が短いため、要件を緩和(期間の延長)をご検討いただけないでしょうか。	見積条件を明確にするため。	-	無	いずれも提案書で提示される内容をまとめていただく資料であるため、変更しません。
14	調達仕様書(案)	14	4.1. 本サービスの機能要件	「原則として現行システムの機能を踏襲することとし、現行システムのソースコード等の流用を十分検討し、極力過度な開発を行わないようにすること。」と記載がありますが、効率的な開発作業を目的とするため、設計書等のドキュメント作成についても、可能な限り現行システム設計書等を流用し作業を進めていく理解でよろしいでしょうか。	要件を明確にするため。	-	無	貴社ご認識のとおりです。但し、現行システムの機能の踏襲をしていれば、新規開発を妨げるものではございません。
15	調達仕様書(案)	14	4.1. 本サービスの機能要件	「原則として現行システムの機能を踏襲することとし、現行システムのソースコード等の流用を十分検討し、極力過度な開発を行わないようにすること。」とありますが、他社作成のソースを流用するより、独自に新規作成を行った方が開発効率が良いケースが多く発生すると想定しています。その場合は、開発スケジュール内で開発が可能という前提の元、委託業者が流用／新規作成を独自に選択、判断できるという認識でよろしいでしょうか。	権利範囲を明確にするため。	-	無	貴社ご認識のとおりです。現行システムの機能の踏襲をしていれば、新規開発を妨げるものではございません。
16	調達仕様書(案)	14	4.1.1. 画像検索表示順並べ替え機能 (1)基本要件	「クエリ画像の各種要素の比較」の各種要素が何であるかの定義は、サンプル画像でのチューニングの際に何のサンプルが示す類似観点(何がどう似ているので、このサンプルがヒットしなければならない、等)と共にご提示されるものと認識してよろしいでしょうか。	機能要件を明確にするため。	-	無	貴社ご認識のとおりです。
17	調達仕様書(案)	14	4.1.1. 画像検索表示順並べ替え機能 (2)機能要件	クエリ画像のフォーマットに「TIFF」とありますが、本サービスでは、クエリ側は1画像のみ投入できると認識しています。マルチTIFF等の形式はサポート外と認識してよろしいでしょうか。また、サポートすべき圧縮形式についてご教授ください。	機能要件を明確にするため。	-	無	クエリ画像は1ファイルのみ入力可能です。マルチTIFFや圧縮形式のデータはサポート対象外としてください。
18	調達仕様書(案)	14	4.1.1. 画像検索表示順並べ替え機能 (2)機能要件	「クエリ画像と、検索対象画像(登録意匠)の一部を比較する局所抽出比較を可能とすること。」とありますが、局所抽出を行うのは、クエリ側、検索対象側両方と認識してよろしいでしょうか。	機能要件を明確にするため。	-	無	貴社ご認識のとおりです。
19	調達仕様書(案)	15	4.1.1. 画像検索表示順並べ替え機能 (2)機能要件	チューニング項目は、「現行システムが実装する「形状」、「色」、「90°回転」、「単一部品」及び「複数部品」・・・」とありますが、複数指定(形状+色など)する要件はありますでしょうか。	要件を明確にするため。	-	無	チューニング項目の複数指定は不要です。但し、仕様書にはこれらの項目以外でチューニングできる項目がある場合は提案することとしていますので、複数指定を提案していただいても構いません。

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
20	調達仕様書(案)	15	4.1.3. テキスト検索機能 (2) 機能要件	「日本意匠分類及びDタームは一文献につきそれぞれ最大10個程度設定可能とすること。」とありますが、「10個程度」を何個までとするか明示をお願いします。	機能要件を明確にするため。	-	有	曖昧な表記であるため「最大で10個まで」に修正します。 (仕様書修正後) 4.1.3. テキスト検索機能 (2) 機能要件 (1つ目)・日本意匠分類及びDタームは一文献につきそれぞれ最大で10個まで設定可能とすること。
21	調達仕様書(案)	22	4.4. システム規模要件 4.4.1. 機器数及び設置場所	「インターネット経由で・・・特定することができない。そのため、本システムの利用機器における規模は、【図表 4-4-4-1 想定利用量】等の情報を参考値とすることとし、受託者において定義すること。」とありますが、【図表 4-4-4-1 想定利用量】を満たすことが条件であると思われるので「参考値とする」と記載された文章の修正をお願いします。	要件を明確にするため。	-	有	曖昧な表記であるため修正します。 (仕様書修正後) 4.4. システム規模要件 4.4.1. 機器数及び設置場所 : そのため、本システムの利用機器における規模は、【図表4-4-4-1 想定利用量】等の情報を基に受託者において定義すること。
22	調達仕様書(案)	22	4.4.4. 想定利用量	図4-4-4-1のNo.3アクセス件数と、No.4検索回数との定義の違いをご教示ください。No.4内に「同時アクセス数」という記載があり、両者の違いが不明瞭です。同時アクセスと検索回数の違いについてご教授ください。	要件を明確にするため。	-	無	ご提示の頁は23頁として回答します。 【図表4-4-4-1想定利用量】「No. 3.アクセス件数(平均)」は月平均のアクセス件数を差し、「No. 4. 検索回数(同時アクセス数)」は同じ時間に集中してアクセスする件数を示しています。
23	調達仕様書(案)	23	4.4.2. 蓄積データ件数 図表4-4-2-1 蓄積データ件数一覧	「運用テスト・運用開始後(通常):平均データ件数」について、平均値の算出期間をご教示ください。	要件を明確にするため。	-	無	直近3年分の平均データ件数から算出しています。
24	調達仕様書(案)	23	4.5. システム性能要件	検索結果によって返却される、検索対象データ数、ヒット件数、検索結果のイメージデータのサイズやなどによって応答時間に大きな差異が発生することが想定されます。サービスのサイジングには検索条件や対象文献データ、表示件数などの条件が必要であるため、提示をお願いいたします。	要件を明確にするため。	-	無	「4.3.情報・データ要件」、「4.4.システム規模要件」から想定し、「4.5.システム性能要件」、「4.6.システム信頼性要件」を満たす提案をお願いします。
25	調達仕様書(案)	24	4.6.1サービスレベル定義 【図表 4-6-1-1 SLAの基本項目】	セキュリティイベント対応時間90分以内は、障害対応時間9:00~17:00の範囲と認識してよろしいでしょうか。	要件を明確にするため。	-	有	貴社ご認識のとおりです。また、図表内「セキュリティイベント」は「セキュリティインシデント」の誤記のため修正します。 (仕様書修正後) 【図表4-6-1-1SLAの基本項目】 項目:監視項目等通知時間 説明:監視項目となるセキュリティインシデントや障害等の発生から情報・研修館に状況が報告されるまでの時間 項目:セキュリティインシデント対応時間 説明:セキュリティインシデントの発生から暫定対応を完了するまでの時間

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
26	調達仕様書(案)	25	4.6.3. 完全性(3)	「定期的に外部からの侵入や脆弱性についての診断を行う等」とありますが、「定期的」の頻度について明確化をお願いいたします。	要件を明確にするため。	-	有	年1回を想定しています。表記が曖昧であるため、追記します。 (仕様書修正後) 4.6.3.完全性 (3)侵入検査・脆弱性検査による完全性の確保 本システムにおけるアプリケーションやプラットフォーム、サーバ、ストレージ、ネットワーク等の安全性を維持し、健全性及び完全性を確保するため、定期的(年1回)に外部からの侵入や脆弱性についての診断を行う等、必要な措置を講ずること。
27	調達仕様書(案)	25	4.6.3. 完全性(4)	「定期的なバックアップや外部媒体への記録・保管・世代管理」とありますが、バックアップポリシーなどから「定期的」や「世代管理」についてご指示があれば、ご教授ください。 例)世代管理は3世代以上とする。外部保管を考慮する、等	要件を明確にするため。	-	有	バックアップは月1回、世代管理は3世代を想定しています。表記が曖昧であるため、追記します。 (仕様書修正後) 4.6.3.完全性 (4)外部媒体保管による完全性の確保 本システムで取り扱う情報の正確性及び完全性を維持し、かつ健全性を確保するため、定期的(月1回)なバックアップや外部媒体への記録・保管、世代管理(3世代)等を可能とする上で、必要な措置を講ずること。
28	調達仕様書(案)	26	4.7.1. 性能の拡張性	別途拡張可能な構成とすることが要件であり、実際に拡張するにあたっての機器等の費用は別途発生すると認識しています。拡張するにあたっての機器等の費用が別途発生する場合は、別途協議する旨の明示をお願いいたします。	要件を明確にするため。	-	有	将来的にメモリの増設等が必要になった場合等を想定して、「10.1.機能要件について」に情報・研修館との協議の上での契約変更する旨を追記し、修正します。 (仕様書修正後) 10.1.機能要件について 本業務を実施する中で、運用上における課題を含め、何らかの事情で仕様を変更する必要性が発生した場合、受託者は、情報・研修館とともに本調達範囲外か否かの検討を行い、範囲外となった場合は、工数等を見積もり、情報・研修館と協議の上、変更契約にて対応を行うこと。なお、見積もりは、入札時と同程度の単価・割引率とすること。
29	調達仕様書(案)	26	4.7.1. 性能の拡張性	「一時的なアクセス数の増大等の場合においても応答時間の劣化を生じさせないこと」とありますが、アクセス数の要件は、【図表 4-4-4-1 想定利用量】であると認識しており、これ以上のアクセス数では性能劣化の発生が想定されます。本文の削除をお願いいたします。	要件を明確にするため。	-	有	【図表4-4-4-1 想定利用量】において、アクセス数を定義しているため、文章を修正します。 (仕様書修正後) 4.7.システム拡張性要件 性能の拡張性については、本システムの稼働期間となる令和7(2025)年1月31日までに貸与する【図表4-4-2-1 蓄積データ件数一覧】に示す週次で蓄積する画像デザインに係る意匠公報の増加に対応することが求められる。 このため、受託者は【図表4-4-4-1 想定利用量】を考慮し、マルチスレッドや並行処理、データベースのパーティショニング等の採用を検討するとともに、クラウドサービスによるCPUやメモリ、ディスク容量の増強等を踏まえた拡張性を有するシステムとすること。
30	調達仕様書(案)	26	4.7.2. 機能の拡張性	別途拡張可能な構成とすることが要件であり、実際に拡張するにあたっての機器等の費用は別途発生すると認識しています。拡張するにあたっての機器等の費用が別途発生する場合は、別途協議する旨の明示をお願いいたします。	要件を明確にするため。	-	有	「4.7.2.機能の拡張性」は不要と判断し、項目を削除します。 運用期間中に仕様を変更せざるおえない事象が発生した場合については、「10.1.機能要件について」において契約変更対応を検討します。 (仕様書修正後) 4.7.2.機能の拡張性 を削除

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
31	調達仕様書(案)	27	4.9. システム中立性要件	「特定業者にしかメンテナンスできない状況を回避するために、サービスのコアとなるOS、RDBMS、全文検索エンジンについてはオープンソースソフトウェア(以下、OSSという。)を利用すること。」とありますが、応札者の提案の幅を広げるため、「可能な限りOSSを利用すること。」等本要件の緩和をご検討願います。	応札者の提案の幅を広げるため。	-	有	要件を見直し文章を修正します。 (仕様書修正後) 4.9. システム中立性要件 特定業者にしかメンテナンスできない状況を回避するために、サービスのコアとなるOS、RDBMS、全文検索エンジンについては可能な限りオープンソースソフトウェアを利用し、他者に引き継ぐことが可能なシステム構成とすること。 :
32	調達仕様書(案)	27	4.9. システム中立性要件	「特定業者にしかメンテナンスできない状況を回避するためにサービスのコアとなるOS、RDBMS、全文検索エンジンについてはオープンソースソフトウェア(以下OSS、という)を利用すること。」とありますが、一般的に入手可能なプロダクトであれば、導入や構築、引継ぎに特段の支障は生じないと考えられますので、これらの製品についても利用可能となるよう、要件の緩和をご検討ください。	要件を明確にするため。	-	有	要件を見直し文章を修正します。 (仕様書修正後) 4.9. システム中立性要件 特定業者にしかメンテナンスできない状況を回避するために、サービスのコアとなるOS、RDBMS、全文検索エンジンについては可能な限りオープンソースソフトウェアを利用し、他者に引き継ぐことが可能なシステム構成とすること。 :
33	調達仕様書(案)	28	4.11.2. 侵害対策 (1) 通信回線対策 d. サービス不能化の防止	「現行システムにおける対応を確認・把握した上で」とありますが、本対策を検討して提案をするためには、事前のこれらの情報が必要です。情報を開示いただくか、非開示であればここで必要な要件、機能等について明示をお願いいたします。	要件を明確にするため。	-	無	現行システムの各種資料は、入札公告期間中には申し出により閲覧可能です。
34	調達仕様書(案)	29	4.11.2. 侵害対策 (1) e.	「ユーザからの問い合わせ等を受け付けるためにメールシステムを利用する」と記載がございますが、ユーザからの問い合わせ対応業務の要件の記載がございません。記載の見直しをお願い致します。	要件を明確にするため。	-	有	当該要件は誤記のため削除します。 (仕様書修正後) 4.11.2. 侵害対策 (1)通信回線対策 e.標的型攻撃に対する対策 を削除 e.Webコンテンツ等の改ざんに対する対策 :
35	調達仕様書(案)	29	4.11.2. 侵害対策 (1) 通信回線対策 e. 標的型攻撃に対する対策	「メールシステムを利用することから」とありますが、メールシステムを個別で構築する要件があれば、要求機能の明示をお願いします。	要件を明確にするため。	-	有	本サービスでは、応札者が利用者からの問い合わせを受ける窓口はなく、メールシステムを構築する必要はございません。誤記のため削除します。 (仕様書修正後) 4.11.2. 侵害対策 (1)通信回線対策 e.標的型攻撃に対する対策 を削除 e.Webコンテンツ等の改ざんに対する対策 :

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
36	調達仕様書(案)	30	4.11.3. 証跡管理・サーバアカウント管理・不正監視 (1) a.	「情報・研修館指定の形式」について、具体的に記載をお願いします。一般的なソフトウェアが出力したテキストエディタで参照できるものであれば良いとのことであれば、その旨記載をお願いします。	「情報・研修館指定の形式」に変換するツールが必要か否かで作業量が変わるため。	-	有	情報・研修館指定の形式からテキストファイルに修正します。 (仕様書修正後) 4.11.3. 証跡管理・サーバアカウント管理・不正監視 (1)証跡管理 a.証跡の蓄積・管理 (1つ目)・情報システムに対する不正の検知、発生原因の特定に用いるために、運用者の情報システムや端末の操作ログ、例外的事象の発生の証跡を蓄積し、本サービスの終了まで保管すること。また、当該情報の提出を情報・研修館から依頼された場合、テキストファイルで翌営業日までに提出すること。本サービス終了時には全てのログを本サービス終了直前にテキストファイルで提出すること。 (3つ目)・セキュリティと内部統制の観点から、本番システム運用におけるシステム変更の権限があるアカウントでのコマンドや権限変更に関するコマンド実行等、システムの変更に影響を与え得る状況下での全ての証跡を本サービス終了まで蓄積・保管すること。また、当該情報の提出を情報・研修館から依頼された場合、テキストファイルで翌営業日までに提出すること。本サービスの終了時には全てのログを本サービス終了直前にテキストファイルで提出すること。
37	調達仕様書(案)	30	4.11.3. 証跡管理・サーバアカウント管理・不正監視 (1) 証跡管理 a. 証跡の蓄積・管理	運用者の情報システムや端末操作ログ、例外的事象の発生の証跡や、システムの変更に影響を与え得る状況下でのすべての証跡については、本サービス終了まで蓄積・保管することの記載がありますが、その他サーバ毎のログファイルやシステムファイル、Webアクセスログについては期間が明確になっておりません。証跡管理の観点から上記と同様に本サービス終了まで蓄積・保管する必要があると考えておりますが、必要な期間の明示をお願いします。	要件を明確にするため。	-	有	各ログについても蓄積・保管期間を追記します。 (仕様書修正後) 4.11.3. 証跡管理・サーバアカウント管理・不正監視 (1)証跡管理 a.証跡の蓄積・管理 (6つ目)・システムの障害やセキュリティインシデント等のサービスが正常に提供できない状況においてもサーバ毎のログファイルやシステムログといった証跡の完全性を担保するための仕組み(ログ収集サーバの構築等)を実装すること。また、各ログは翌月まで保管すること。また、当該情報の提出を情報・研修館から依頼された場合、テキストファイルで翌営業日までに提出すること。 (7つ目)・Webアクセスログに関しては少なくとも1日毎にログを切り出し圧縮し、翌月まで保存並びに保護をすること。また、当該情報の提出を情報・研修館から依頼された場合、テキストファイルで翌営業日までに提出すること。
38	調達仕様書(案)	32	4.11.4. データ保護 a.	「インターネット回線による通信はHTTPSを用いること」と記載がございますが、ターミナルソフトによるサーバ操作時にsshを使用することは可能でしょうか。	要件を明確にするため。	-	有	a.通信経路上の盗聴防止の各項目に各々「～暗号化すること。」と明記しているため、「インターネット回線による通信はHTTPSを用いること」は削除します。 (仕様書修正後) 4.11.4. データ保護 a.通信経路上の盗聴防止 (3つ目)・ 全て削除
39	調達仕様書(案)	32	4.11.4. データ保護	「b. 保存情報の機密性確保」の4点目「運用者からの情報漏えい」とありますが、「運用者からの情報漏えい」の誤記であると思われます。修正をお願いいたします。	誤記と思われるため。	-	有	誤記のため修正します。 (仕様書修正後) 4.11.4. データ保護 b.保存情報の機密性確保 (4つ目)・運用者からの情報漏えいに対する予防として、～

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
40	調達仕様書(案)	33	4.11.7. クラウドサービス固有の要件	「データセンターの品質はデータセンターファシリティスタンダードにおいてティア3相当以上であること」について、可用性、セキュリティ要件などを満たしていることが要件であり、データセンターがティア3であること自体の要件は必須ではないと理解しています。そのため、本項目削除のご検討をお願いいたします。ティア3が必須であるのであれば、仕様書のどの要件に由来しているかをご教授ください。	要件が厳しく選定可能製品がごく一部に限定されるため。	-	有	<p>データセンター品質について、データセンターファシリティスタンダードの準拠ではなく、各項目毎の要件に変更し修正します。</p> <p>(仕様書修正後)</p> <p>4.11.7. クラウドサービス固有の要件 (3つ目)・データセンター品質は下記a.～f.に示す要件を満たす施設・設備であること。</p> <p>a.建物 >建物がデータセンタ専用であること。またはデータセンタ専用用途では無いが、ビル全体の定期点検によりデータセンタ電源・空調が停止する懸念が無く、定期点検時等に対してデータセンタの機能が予定外に停止する懸念の無い対応がとられていること。 >50年に10%の確率で想定される地震動強さが震度6 弱以下の地域の場合は、1981年6月改正の建築基準法に準拠すること。なお、1981年以前の建築基準法に準拠しているが、「耐震診断の結果、耐震補強不要と判断された場合」「耐震補強が必要と判断され、耐震補強を実施済みの場合」は、現行建築基準法に準拠した建物相当とする。 >50年に10%の確率で想定される地震動強さが震度6 強以上の地域の場合は、1981年6月改正の建築基準法に準拠、かつ耐震性能はⅡ類相当とすること。なお、1981年以前の建築基準法に準拠しているが、「耐震診断の結果、耐震補強不要と判断された場合」「耐震補強が必要と判断され、耐震補強を実施済み」の場合は、現行建築基準法に準拠した建物相当とする。</p> <p>b.セキュリティ 建物及びサーバ室レベルでのセキュリティ管理が行われていること。</p> <p>c.電源設備 >定期点検時においても機器を停止させない措置を講じていること。停止が必要な点検が発生した場合は、情報・研修館と受注者にて協議を行なうこと。 >電力会社からの受電回路については、「スポットネットワーク」「本線・予備線」「ループ」等の複数回線とすること。 >無停電電源装置から電源盤ユニットまでの電源回線については複数回線とすること。 >商用電源が停電した場合に備え、非常用発電設備を必要台数分設置されていること。 >無停電電源装置により、瞬断に対する対策を講じていること。また、無停電電源装置はN+1の冗長化構成がなされていること。</p> <p>d.空調設備 >熱源機器・空調機器は冗長化構成とすること。 >機器・配管のメンテナンスや増設・更新時に対してサービスを継続可能であること。</p> <p>e.通信設備 建物内のネットワーク回線も冗長化構成とすること。</p> <p>f.設備運用 データセンタの設備について、8時間/日以上常駐管理を実施していること。ISO27001の設備運用に関する項目に準拠していること。</p>

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
41	調達仕様書(案)	43	7.1. 受託実績	<p>「以下の全ての受託実績を有し、その実績が把握できる資料を提出すること。 (1)平成30(2018)年度までに、本事業におけるイメージマッチングシステムに類するイメージマッチングシステムを業として販売又は構築した実績を有すること。 (2)写真、コンピュータグラフィックス及び線図を含むイメージマッチング検索をサービス提供又はシステムとして販売した実績を有すること。 (3)イメージマッチングの検索エンジンのチューニング作業を実施した実績を有すること。 (4)クラウドサービスを用いたサービス提供した実績を有すること。」</p> <p>とありますが、本サービスのようなイメージ検索サービスを商用で提供している事業者は非常に限られるため、4つの条件全てを満たすことができる事業者は、ほぼ既存ベンダのみとなる条件であると思われます。新規エンジン開発事業者等の参入が一切できない条件になっているため、新規エンジン提供者であっても、その機能の証明資料等を提示できれば参入可能となるよう、要件の緩和をお願いいたします。</p>	要件が厳しく提案できる業者がごく一部に限定されるため。	-	有	<p>本システムはイメージマッチング技術が重要なシステムとなりますので、要件緩和は許容しませんが、現在イメージマッチングシステムを開発中で今後サービス提供予定又は販売予定の場合も含めるよう追記します。</p> <p>(仕様書修正後) 7.1.受託実績 : (2)写真、コンピュータグラフィックス及び線図を含むイメージマッチング検索をサービス提供(予定含む)又はシステムとして販売(予定含む)した実績を有すること。 :</p>
42	調達仕様書(案)	44	10.3. その他事項について (3)	<p>「(3) 契約期間中において、クラウドデータセンターに設置されたハードウェア又はソフトウェアにバージョンアップなど対処が必要になった場合や提供価格が変更となった場合(無償から有償等)においても月額運用・保守費用は同一であること。」とありますが、運用稼働中の提供価格の変更等は、入札時点で想定できないため、入札価格を算出することが困難又は非常に高い入札価格となり得ます。 「必要に応じて契約変更を行い対応すること」等本要件の緩和をご検討願います。</p>	入札価格算出にかかわるため。	-	無	<p>「4.8.上位互換性要件」(3)にも記載のとおり、バージョンアップに係る作業は原則として本契約の範囲で実施することとしています。 ハードウェア、ソフトウェアについては、応札時に調達期間を鑑みて価格を算出してください。</p>